
3 5 0 6. 輸出許可内容変更申請（積込 港一括変更）呼出し

業務コード	業務名
EAM	輸出許可内容変更申請（積込港一括変更） 呼出し

1. 業務概要

以下の手続きに係る許可内容（以下、輸出等許可という。）の積込港を変更する場合に、「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）（E AMO 1）」業務に先立ち、MAWB番号等を入力することにより、関連付けられているHAWB情報の呼び出しを行う。

本業務は入力者により、呼び出す条件が異なる。

- ①輸出申告
- ②特定委託輸出申告
- ③特定製造貨物輸出申告
- ④積戻し申告
- ⑤特定輸出申告
- ⑥展示等積戻し申告
- ⑦輸出マニフェスト通関申告
- ⑧別送品輸出申告

2. 入力者

航空会社、通関業、混載業

3. 制限事項

1 業務で呼び出し可能なHAWB件数は、最大30件とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）輸出貨物情報DBチェック

- ①入力されたMAWB番号が存在すること。
- ②MAWBであること。
- ③手作業移行されていないこと。
- ④一部でも搭載完了されていないこと。
- ⑤入力された通関蔵置場に蔵置されていること。

5. 処理内容

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 輸出貨物情報抽出処理

入力されたMAWB番号に関連付けられているHAWB情報のうち、以下の条件で入力者が呼び出し可能なHAWB情報を輸出貨物情報DBより抽出する。なお、HAWB番号に枝番がある場合は、全ての枝番のHAWB番号を抽出対象とする。

- (A) 入力されたMAWB番号で混載仕立てされているHAWB情報であること。
- (B) 入力された通関蔵置場に蔵置されているHAWB情報であること。
- (C) 変更前積込港が入力された場合は、入力された変更前積込港で許可された旨が登録されているHAWB情報であること。
- (D) 入力者が通関業で、HAWB情報が輸出等申告済みの場合は、以下のいずれかであること。
 - ①入力者が申告者であるHAWB情報。
 - ②入力者が申告者と異なる場合、入力者との業務の受委託関係がシステムへ登録されている利用者が申告者であるHAWB情報。
- (E) 入力者が通関業で、HAWB情報が輸出等未申告の場合は、以下のいずれかであること。
 - ①入力者が通関依頼先であるHAWB情報。
 - ②入力者が通関依頼先と異なる場合、入力者との業務の受委託関係がシステムへ登録されている利用者が通関依頼先であるHAWB情報。
- (F) 入力者が混載業の場合は、入力者または入力者と利用者略称が同一の利用者が混載仕立てを行ったHAWB情報であること。

(3) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(4) 注意喚起メッセージ出力処理

- ①抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。
- ②抽出条件に対する対象データが残存しない場合は、登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出許可内容変更申請 (積込港一括変更) 呼 出し結果情報	なし	入力者

7. 特記事項

- (1) 下記の条件に合致するHAWB情報は、輸出許可後積込港一括変更呼出し結果情報の処理識別に「X（処理対象外）」を出力する。
 - (A) HAWB情報の条件
 - (a) 入力された変更後積込港で既に許可済みである。
 - (b) 入力された通関蔵置場に全量蔵置されていない。
 - (c) 仮陸揚げ貨物である。
 - (d) システム外許可済である。
 - (e) 輸出等許可済でない。
 - (f) 輸出等許可内容変更の事項登録中または申請中である。

- (g) 仕分けまたは仕合せされている場合で、取扱確認が行われていない。
 - (h) 訂正保留となっている。
 - (i) 搭載完了登録がされている。
 - (j) 以下の登録がされている。
 - ①「貨物差止め」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「滅却承認」
 - ④「その他」
 - (k) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合で、税関による事故確認が登録されていない。
 - (l) 他所蔵置場所で通関する場合で、他所蔵置許可申請番号が登録されていない、または許可期間外である。
 - (m) 別送品輸出申告以外で、UBG貨物である。
 - (n) 別送品輸出申告で、UBG貨物でない。
 - (o) 携帯品貨物である。
 - (p) ULDに積付けされている。
- (B) 申告情報の条件
- (a) HAWBに登録されている申告等番号が、輸出申告または輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合で、以下のいずれかの登録がされている。

<A> 税関により以下の登録がされている。

 - ①「輸出取止再輸入許可」
 - ②「積戻し取止」(輸出申告の場合のみ)
 - ③「不積返送承認」
 - ④「輸出等許可後の手作業移行」
 - ⑤「積込港変更」
 - ⑥「数量変更」
 - ⑦「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」
 - ⑧「特定輸出許可取消」(輸出申告の場合のみ)

 「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録 (E E A)」業務が行われていないこと。
 - (b) HAWBに登録されている申告等番号が、別送品輸出申告に係る申告番号の場合で、税関により以下の登録がされている。
 - ①「別送品輸出取止再輸入許可」
 - ②「別送品不積返送承認」
 - ③「別送品輸出許可後の手作業移行」
 - ④「積込港変更」
 - ⑤「数量変更」
 - (c) 入力者が通関業以外で、通関蔵置場が入力者の管轄区域外である場合で、許可時の積込港を管轄する税関と、許可時のあて先官署を管轄する税関が一致する場合。